第二十三条第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第二十三条第七項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
	並びにその他の関係者	、原子力事業者並びにその他の関係者
第二十三条の二第四項	市町村地域防災計画	原子力災害対策指針又は市町村地域防災計画
	及び関係指定地方公共機関	、関係指定地方公共機関及び原子力事業者
第二十三条の二第四項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第二十三条の二第四項第二号	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条の二第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

4　第一項の場合において、原子力規制委員会設置法附則第一条第二号中「同表第四十九条の項及び第五十一条の項の改正規定（第四十九条の項に係る部分に限る。）」とあるのは、「同表第四十九条の項の改正規定」とする。

（政令への委任）

第八条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第四十二号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律

（国有林野の管理経営に関する法律の一部改正）

第一条　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「決定し、国有財産法第三条第二項第四号の企業用財産となつている」を「決定した」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律において「国有林野事業」とは、国有林野の管理経営（国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全であつて、国が行うものを含む。以下同じ。）の事業をいう。

第四条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「国有林野の管理経営の事業」を「国有林野事業」に、「長期的な収支の見通しその他事業の」を「その他その」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

第四条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　管理経営基本計画は、森林における生物の多様性の保全、国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保その他国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進に配慮して定めるものとする。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　森林法第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

第六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第四条第三項の規定は、地域管理経営計画について準用する。

第六条に次の一項を加える。

6　森林管理局長は、国有林野事業及び民有林野に係る施策の一体的な推進のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事及び関係市町村長に必要な協力を要請することができる。

第七条の前の見出しを「（国有林野の貸付け、売払い等）」に改め、同条第一項中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第八条中「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に、「左に」を「次に」に、「買受、借受」を「買受け、借受け」に改める。